

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給事業について

1 事業実施に至る経過

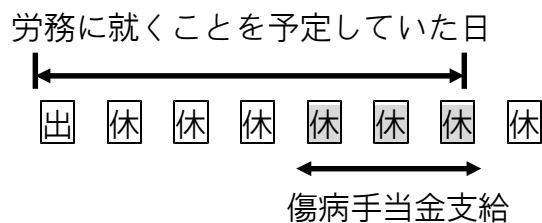
様々な就業形態の被保険者が加入している国民健康保険制度では、傷病手当金について保険者が保険財政上余裕がある場合などに自主的に条例を制定して行うことができることとしています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するには、労働者本人が感染した場合（感染が疑われる場合を含みます。）に休みやすい環境を整備することが重要であるため、国からの要請を受け実施することとしました。

2 主な内容

給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスの感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができなくなったときに、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給します。

なお、傷病手当金が適用される期間は令和2年1月1日から9月30日までとします。（ただし入院が継続する場合等には最長1年6か月まで）



3 支給額

直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

4 申請方法

さらなる感染症拡大のリスクを回避するため、原則、郵送での申請をお願いします。また、申請書は中野区ホームページからダウンロードできるようにするとともに、申請書の書き方や必要書類など手続きに関するお問い合わせをわかりやすく紹介します。

5 申請受付開始

令和2年7月初旬を予定しています。